

(仮称)和歌山GoTo Eat キャンペーン

[食事券発行事業]

参加加盟店 事前登録募集!!

新宮商工会議所

(仮称)和歌山Go To Eat キャンペーンとは

農林水産省が実施する感染予防対策に取り組みながら頑張っている和歌山県内の飲食店と、食材を供給する農林水産業を応援するキャンペーンです。

キャンペーンの加盟飲食店で利用できる25%プレミアム付き食事券を販売します。

Go To Eat キャンペーンの概要については農林水産省ホームページをご覧ください。

URL: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/hoseigoto.html>



事前登録対象店舗

- ・新宮市内で営業する飲食店
- ・新宮商工会議所の会員で、新宮市を除く和歌山県内で営業する飲食店
(参加条件は別紙をご覧ください。)

事前登録募集期間

10月14日(水)～10月20日(火)
(本登録手続きは10月下旬からの予定です。)

※事前登録を行うと改めて正式登録をする必要がありません。

事前登録に必要な情報

○店舗情報 ○運営会社情報 ○振込先口座情報が必要です。

また、資料として、○食品営業許可証並びに○通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の添付が必要となります。

事前登録申請方法

① Web申請(<https://gotoeat-pre-wakayama.com/shingu/>)

より登録してください。(14日(水)午前11時～)

② Web申請ができない新宮商工会議所 会員事業所のみ、紙媒体での申請が可能です。

※②を希望される方は、新宮商工会議所(TEL0735-22-5144)までご連絡ください。



— 必ずお読みください —

和歌山県におけるGoToEatキャンペーン[食事券発行事業]については、先般、農林水産省の二次公募において、事業主体が決定し、現在早期に事業が開始できるよう準備を進めております。

新宮商工会議所では、地域の飲食店のみなさまがいち早く、スムーズに同事業の店舗登録ができるよう、正式な店舗登録の受付が始まるまでの間、独自に「事前登録システム」を構築し、受付を開始させて頂くこととなりました。

事前登録を頂きますと、改めて、正式な店舗登録を行って頂かなくても、GoToEatキャンペーン[食事券発行事業]の店舗登録を完了させることができます。また、GoToトラベルキャンペーン[地域共通クーポン事業]への登録もスムーズになります。

参加条件 ※下記内容を全て満たす飲食事業者のみ登録頂けます。

◆参加資格について

- ① 日本標準産業分類「76 飲食店」に分類されている飲食店。
- ② 食品衛生法第52条第1項の許可を得ている飲食店であり、その場で飲食させる事業所。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店に該当しない。

対象店舗 食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビアホール、喫茶店、バーなど。

対象外 (店内飲食をメインとしないもの)

宅配ピザ屋などデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗(キッチンカー)、カラオケボックス(接待・遊興を伴うもの)
キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭(接待を伴うもの)など。

※詳しくは、Go To Eat キャンペーンコールセンター(TEL:0570-029-200)へお問い合わせください。

◆新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

- ① 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の取り組みをしている。

URL: https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf



- ② ①の取り組みについて、店頭で掲示する。

- ③ 上記に合わせ、農林水産省HP内「Go To Eat キャンペーン事業について」に記載している感染症対策に取り組んでいる。

URL: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/kansenshoutaisaku.pdf>



※ Go To Eat キャンペーンに参加する飲食店が守るべき感染症対策(都道府県が設定する独自の条件)の一つとして、和歌山県では「和歌山県の「感染拡大予防ポスター」を店頭に掲示すること」となっています。

※同ポスターについては、右記QRコードよりダウンロードして活用することができます。

URL: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>



食事券について

◆販売期間(予定) 2020年11月中 ~ 2021年1月末まで

◆使用方法 食事券は「取扱店」を表示するポスター・ステッカー(正式登録後、後日送付される)のある和歌山県内の加盟飲食店で使用できます。

※使用期間 事業開始~2021年3月末まで

[お問い合わせ先]

新宮商工会議所 TEL 0735-22-5144

(関連情報①)

Go To Eat キャンペーン「オンライン飲食予約事業」について

オンライン飲食予約サイト経由で、キャンペーン期間中に登録飲食店を予約・来店をした消費者に対し、次回以降に飲食店で利用できるポイントが付与されます。

- ◆昼食時間帯は500円分、夕食時間帯(15:00～)は1,000円分のポイントが付与
- ◆ポイント付与の上限は、1回の予約当たり10人分(最大10,000ポイント)
- ◆ポイント付与は2021年1月末まで、利用は3月末まで

※オンライン飲食予約事業者ごとの参加条件等、詳細は、Go To Eat キャンペーン公式サイト(<https://gotoeat.maff.go.jp/>)内、「オンライン飲食利用によるポイント付与」をご覧ください。



(関連情報②)

Go To トラベル 地域共通クーポンについて

地域共通クーポンとは、旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、Go To トラベル事務局の登録を受けた地域共通クーポン取扱店舗で使用できるクーポンです。

取扱店として登録しないと、お客様にクーポンを使って頂けません。

- ◆旅行代金の15%相当額が地域共通クーポンとして、旅行者に配布されます。
- ◆一人一泊あたり6,000円が上限(日帰り旅行は3,000円が上限)

※飲食店のGo To トラベルの登録には、Go To Eat キャンペーン(食事券発行事業もしくは、オンライン飲食予約事業)への登録が必要です。(飲食店とは、Go To Eatの対象となる飲食店をいう。)

◎事前登録を行った場合、「わかやま Go To Eat キャンペーン 登録を証する書類」を当所から発行いたしますので、Go To トラベルへの登録がスムーズに行えます。

詳しくは、Go To トラベル 事業者向け申請サイト

(<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>)内、

「地域共通クーポン取扱店舗 登録希望事業者の方へ」をご覧ください。



[お問い合わせ先]

新宮商工会議所 TEL 0735-22-5144